

安定ヨウ素剤の服用

- ▶ 原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県、市の指示に基づいて服用
- ▶ 原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示は、安定ヨウ素剤を備蓄している県、市に速やかに伝達



安定ヨウ素剤

(服用の目的)

- ・ 原子力発電所から放出される放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐ。

(服用のタイミング等)

- ・ 安定ヨウ素剤はその効果が服用の時期に大きく左右されるため、適切なタイミングで速やかに住民等に服用させることが必要。このため、平時から事前配布や緊急時の配布体制の整備が必要。

(その他の留意事項)

- ・ 県及び市は、安定ヨウ素剤の服用時における副作用の発生に対して、適切な対応体制を整える。
- ・ 県及び市は、事前配布時の説明会や原子力防災訓練等の機会を通して、安定ヨウ素剤の適切な取扱いを周知する。

区域	配布・服用
P A Z	事前配布。避難指示と同時に服用指示。
U P Z	緊急時に配布。モニタリング結果等に応じ、避難や一時移転とあわせて服用を指示。

安定ヨウ素剤の事前配布

- 島根県及び関係4市は、「島根県安定ヨウ素剤配布計画」に基づき、服用の指示に基づき速やかに安定ヨウ素剤を服用することができるよう、P A Z地域住民等に対して安定ヨウ素剤を平時から事前に配布
- 平成27年6月よりP A Z地域住民への事前配布を開始し、平成27年12月末現在、40回の説明会を開催済（転入者、未配布者等を対象とした説明会は平成28年度以降も実施）
- P A Z地域事業所勤務者及びU P Z地域住民等のうち何らかの事情により事前配布を希望する者に対する配布に向け準備中

《安定ヨウ素剤事前配布説明会》

医師、自治体職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期、管理方法、避難計画など、知っておくべき事項を説明。



説明会を開催した上で、事前配布

地 区	住民数 (3歳以上の住民を対象)	配布者数
鹿島 島根 古江 生馬	9, 7 7 8人	6, 8 8 8人

※対象住民数

平成27年4月末現在の3歳以上の住民基本台帳人口。
 (各施設で備蓄する社会福祉施設入所者及び松江工業高等
 専門学校寮生を除く)

※配布者数

平成27年12月末

○説明会における主な説明事項

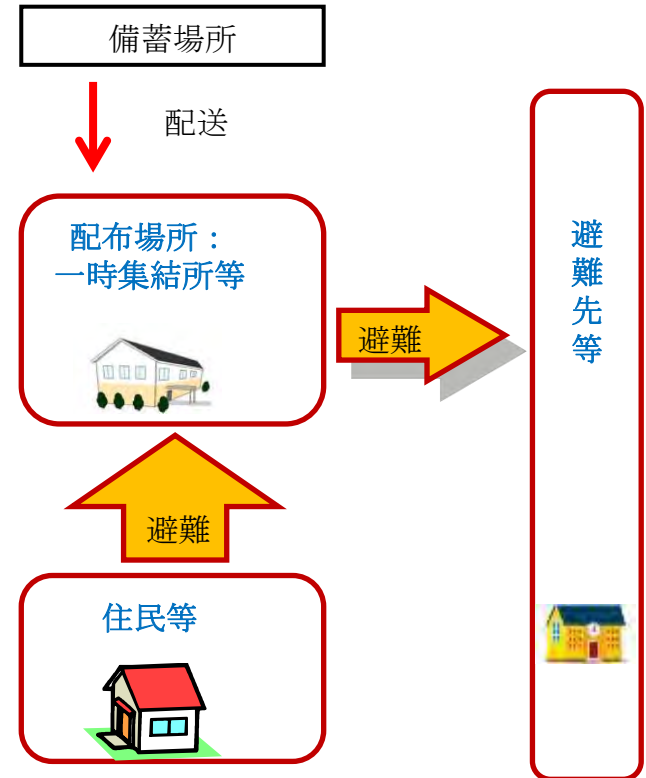
- ・効能と副作用を理解のうえ受け取ること
- ・年齢に応じた適量を服用すること
- ・第3者に譲渡しないこと
- ・原子力災害時に国や県、市から指示があった場合のみ服用すること
- ・有効期限は製造後3年間であり、交換時期に再度説明会に参加し、新しい安定ヨウ素剤と交換すること
- ・保管方法 等

- ・安定ヨウ素剤の服用が不適切な者は、施設敷地緊急事態要避難者として登録し、施設敷地緊急事態になった段階で避難
- ・3歳未満の乳幼児、保育園児・幼稚園児は、施設敷地緊急事態になった段階で、保護者ととともに避難

安定ヨウ素剤の緊急配布

- ▶ 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、島根県は市役所、オフサイトセンター、学校等にP A Z及びU P Z対象人口の3回分の数量を備蓄。鳥取県も、一時集結所、学校、調剤拠点薬局等にU P Z対象人口の3回分を備蓄
- ▶ 引き続き緊急配布用の配備を進めるとともに、2県6市は、迅速な配布体制を整備

安定ヨウ素剤の備蓄場所等						
島根県	オフサイトセンター	2, 204, 000丸	鳥取県	県立病院	690, 000丸	
	県立中央病院			保健所		
松江市	松江市役所・支所		米子市	一時集結所		
	松江市立病院			(小中学校、公民館)		
	発電所から10km内の学校			米子市福祉保健総合センター		
出雲市	出雲市役所・支所		境港市	一時集結所		
安来市	安来市役所			(小中学校、公民館等)		
雲南市	雲南市役所			境港市役所		



※上記の他、島根県では乳幼児用の粉末剤を各市内の保健所、病院等に配備。同様に、鳥取県でも圏域の調剤薬局等に配備。



調剤訓練の様子

12. 原子力災害医療

<対応のポイント>

原子力災害医療を迅速、的確に行うため、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、防護指導、健康相談、救護所等へ医療関係者の派遣等）を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認している。

原子力災害医療の実施体制

- ▶ 大規模な自然災害との複合災害時において、被ばくのおそれのある傷病者への診療や関係機関との連携を強化するため、下図の医療体制を整備し、適切に対応
 - ・ 放射線により被ばくし、若しくは放射性物質により汚染された者又は汚染や被ばくの可能性がある傷病者に対して医療処置を円滑に行う
 - ・ 県の災害対策本部に原子力災害医療調整官を設置し、自然災害への対応との連携を進める

<p style="text-align: center;">高度被ばく医療支援センター（国が指定）</p> <p>○機能：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重篤な外部被ばく・内部被ばく患者の診療等の実施 ・ 高度専門的研修の実施 ・ 専門派遣チーム整備 等 <p>○機関：</p> <p>放射線医学総合研究所、 広島大学ほか（指定済）</p>	<p style="text-align: center;">原子力災害医療・総合支援センター （国が指定）</p> <p>○機能：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高線量被ばく患者の救急治療 ・ 医療機関連携体制の構築 ・ 原子力災害医療派遣チームの派遣調整 等 <p>○機関：</p> <p>広島大学ほか（指定済）</p>
---	--



<p>原子力災害拠点病院（県が指定）</p> <p>○機能：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被ばく傷病者等に対する専門的医療の実施 ・ 原子力災害医療派遣チーム整備 ・ 地域内の関係者に対する研修 等 <p>○機関：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中核病院（想定：二次被ばく医療機関）
--



<p>原子力災害医療協力機関（県に登録）</p> <p>○機能：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立地道府県等が行う原子力災害対策への協力 等 <p>○機関：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の関係機関等（想定：初期被ばく医療機関等）
--



訓練風景

※原子力災害対策指針改正（平成27年8月）を踏まえ、今後、計画的に体制を強化していく。

13. 放射線防護資機材、物資、 燃料等の備蓄・供給

<対応のポイント>

2県6市は、PAZ及びUPZ内で避難誘導等を行う要員のために、個人線量計等の放射線防護資機材を、県、市、消防、医療機関等に備蓄している。

2県6市は、緊急時に備え食料及び生活物資を備蓄している。また、放射線防護対策施設においては、屋内退避者が一定期間生活できる物資を備蓄する予定である。備蓄している物資が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。緊急輸送車両や避難所等への燃料の供給が不足する場合においては、原子力災害対策本部に対して燃料調達の要請を行う。